

議会だより



島本町

第187号 (通巻第279号)

発行 島本町議会
編集 議会だより編集委員会

TEL (075)962-6315

FAX (075)962-6322



築49年目を迎える役場庁舎【令和3年1月撮影】
(12月定例会議では、新庁舎関連予算が計上されました。)

12月定例会議

議案の概要……………P2

1 2月定例会議で審議された案件の概要と議決結果

一般質問……………P4

1 1名の議員が町政の諸課題について一般質問を行う

令和2年12月定例会議は、
12月14日・15日の2日間開催
されました。
本定例会議では、11名の議
員による一般質問が行われ
たほか、前年度決算不認定に
対する措置の報告(3ページ
参照)や人事案件、条例案・
補正予算案などの審議が行わ
れ、議会はすべて原案どお
り可決し散会となりました。

議決案



12月定例会議では、条例案・補正予算案などを議決しました。それぞれの議案の概要と議決結果は次のとおりです。

議案の名称

議案の概要（人事案件については、その方の氏名【敬称略】と再任・新任の別、補正予算については、主な項目と金額）

議決の結果

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上田 秀樹（再任）
適任（全員賛成）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
川淵 敬子（再任）
適任（全員賛成）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
藤尾 雅子（新任）
適任（全員賛成）

工事請負契約の変更について

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更したため。

（工事の名称）

町立第四保育所新築工事

（契約金額）

変更前 3億3968万円

変更後 3億5324万3千円

可決（全員賛成）

島本町債権の管理に関する条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

島本町火災予防条例の一部改正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

令和2年度島本町一般会計補正予算(第7号)

○庁舎改修工事

(503万9千円)

○ふれあいセンター管理費指定管理料

(150万9千円)

○一時保育事業補助/預かり保育事業補助

(434万8千円)

○高槻島本夜間休日応急診療所負担金/三島

救命救急センター運営補助金

(1626万8千円)

○ふるさと島本応援寄附金支援業務

(390万9千円)

○債務負担行為の追加(令和4年度)

・新庁舎建設設計等業務委託

(限度額1億5697万円)

可決(賛成多数)

令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

可決(全員賛成)

令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

可決(全員賛成)

令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

可決(全員賛成)

令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)

可決(全員賛成)

令和2年度島本町下水道事業会計補正予算(第2号)

可決(全員賛成)

令和2年度島本町一般会計補正予算(第8号)

○ひとり親世帯臨時特別給付金

(1345万円)

可決(全員賛成)

報告案件

12月定例会議では、次の報告を受けました。

令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定により報告するもの。

1点目の役場庁舎建設における措置状況について、令和2年9月定例会議において、本年度中での新庁舎建設事業着手を見送るとの考えを行政報告したものの、「新庁舎建設についての十分な検討がなされていない」、「具体的な方向性が示されていない」等のご意見をいただき、改めて庁内でプロジェクトチームを立ち上げて検討を進め、「令和2年度島本町一般会計補正予算(第7号)」において、債務負担行為の補正として、島本町新庁舎建設設計等業務委託を計上し、新庁舎建設に向けた事務を進める。

2点目の中学校の部活動における措置状況について、熱中症事故防止の取組については、WBGT指数の把握及び生徒の状態を観察することによる熱中症事故防止に向けた対応を校長会で指導した。

また、部活動の活動実績、教員特殊業務手当及びタイムカードの適正な事務執行についても指導した。

一般質問

※原稿は、発言した議員の責任
において作成されたものです。



11人の議員が一般質問を行いました。紙面の都合上、要約して掲載します。

将来を見通せる子育て環境の整備の 実現に向けて

福嶋 保雄

問 お子様を身ごもられ18歳の成人に成長されるまでの期間、島本町ではどのような子育て環境が整備され、将来の生活の仕方・仕組みが見通せるようになっていくのか。について質問する。

答 12月待機児童状況は、速報値であるが、1歳児5人のみ。

問 町立幼稚園は、定員207人に対し、令和2年5月現在116名と空いている。3歳児枠新設再検討が町民ニーズに合致すると考えるが如何お考えか。

答 認定こども園が開園し、3年保育実施施設が増加している。第一幼稚園は、施設面の課題、クラス編成及び職員体制に係る人員面の課題などあり、これらの状況を踏まえ慎重に検討していくべき。

問 障害をお持ちの児童の保育所入所定員

上限を令和3年度は24名と設定されたが、教育・保育ニーズ、人口の変化や医学の進歩にも影響を受ける。歳児毎の定員の考え方、5、4歳児は15名、保育ニーズの5%など枠の拡大が必要では。

答 町全体での歳児毎の必要数という考え方も踏まえ、適正定員数のあり方について検討を進めてまいりたい。

問 放課後等デイサービス事業、親の就業支援の活用状況や現状での問題の有無を問う。

答 放課後デイサービスで対応できない部分は、日中一時支援事業を利用することで、一定対応できると認識。

問 本人やご家族の負担が一定あり、一施設で完結できるように。

答 新規施設開設する際は、施設側にも本町の意見や考え方を示してまいりたい。

役場での書類押印見直し

大久保 孝幸

問 本町の行政サービス・窓口業務等で、押印を必要とする書類はどれくらいあるか。

答 手続き上、押印を必要としている申請等の具体的な件数は把握していないが、相当数において押印を求めている現状がある。

問 本町において、過去に申請書等の押印見直しをした経緯があるか。

答 国の法令・通達等で規定のない限り、合理化・簡素化を一定進めてきたところ。

問 本町は、国民健康保険異動届、住民票異動届、各医療証届、介護保険認定届等、役所に提出する書類の多くに押印または印鑑持参を求めているのに、その多くは法的に根拠のない手続きであることをご認識されているか。

答 いずれの様式についても、押印すること

とに法的根拠がないものについては、署名でも対応できるとしている。

問 今回、この国の押印原則廃止を受けて、重要なことは、法的根拠に基づき町民の利便性を確保し、職員の業務の効率化である。しかしながら、本庁内の事務処理に関しては、押印を利用したほうが効率的に業務が進む場合もあるのではないかと、国のマニュアルも活用し、時間をかけ、本町独自の見直しも必要ではないか。

答 国民に質の高い行政サービスを提供するとともに業務の効率化を目指すものであり、行政手続きのオンライン化に繋がる取り組みである。まずは国の動向や情報等を注視し、本町として押印廃止の取り組みについて検討する。

公園の維持管理・運用について

東田 正樹

問 大人の腰の高さや、緑地公園の原っぱ広場は肩の高さまで雑草が生えている。このような状況が適切だと考えているのか。

答 適宜点検を行い適切な時期に除草ができるよう努めてまいらる。

問 多目的トイレを除いて和式のものがないなどである。設置された当時とは生活様式も変わり、高齢化も進んでいる。バリアフリーの観点からも、洋式トイレへ更新する必要があると考えるが。

答 バリアフリーの観点からも、本来ならば洋式トイレへの改修が望ましい。財政的な課題もあることから老朽化にあわせ、適宜対応を検討してまいりたい。

問 隣接している住民の方から苦情などが寄せられている実態があるが、どの様な声をいただいているのか。

答 早朝や夜間の騒音のみならず、昼間に公園をご利用されている方々の声や、住宅地へのボール等の侵入に対するものなどがある。

問 お子さん達が遊ぶ声への苦情が続いている。地域や町全体で温かい目でお子さん達を見守っていただき、安心して遊べる、安心して子育てができる町であるべきと考えるが。

答 相互理解や共存が必要不可欠であり、必要な対策を講じていくことが必要である。

問 相互理解とは、お互い様と考える。お子さん達も世代を経て高齢者になり、誰もが通る道である。実際の対応については。

答 お子さん達が元気に遊べる貴重な場所であると考えている。一定のご理解を賜りたい旨、ご説明を申し上げている。

もっと文化を！埋蔵文化財保護行政と歴史文化基本構想

戸田 靖子

問 尾山遺跡発掘調査で発見された遺構につき、JR島本駅西土地区画整理組合、株式会社フジタとの協議内容、特に鎌倉時代の池泉跡と発表された遺構の保存協議について説明を。

答 本町の歴史上重要な程度判断することのできた池泉跡周辺の遺構について保存協議を進めている。池泉跡の発見地点は公園建設予定地で、地下には調整池の埋設が予定されている。遺構が破壊されないよう開発計画の変更について協議を行ったが、調整池の位置変更は難しく、工法上調整池の形状は変更できないと聞いている。

問 「遺跡を活用した公園」とすることは十分以上に可能と考える。見解は。

答 可能な限り遺構から近い場所に移築復元できるように協議を進めたい。そのことにより当時の周辺環境を想起することができ、また文化財保護の普及啓発に有効と考える。公園整備については教育委員会、都市創造部が連携しながらあり方を検討してまいりたい。

問 「島本町歴史文化基本構想」の策定が必要と考える。

答 同基本構想は、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存活用するために策定するもの。現在のところ策定する予定はないが、「文化財保護法」、本町の「文化財保護条例」、「総合計画」に基づき、適切な保存活用に努めてまいりたい。

問 同基本構想は、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存活用するために策定するもの。現在のところ策定する予定はないが、「文化財保護法」、本町の「文化財保護条例」、「総合計画」に基づき、適切な保存活用に努めてまいりたい。

その他の質問項目
▼水無瀬学のスヌメ
▼保育の緊急事態宣言と基盤整備加速化方針

国民健康保険・介護保険の安心・改善・充実を

河野 恵子

問 国保の特定健診に心電図追加を求めた。眼底検査など視聴力に関する項目も必要だ。参考までに町職員健康診断の視聴力検査の実施状況を問う。

答 職員の健康診査では視力、聴力のほか血液検査、心電図検査等を実施している。

問 他市町村では検診項目を追加実施している。基金を活用して視力・聴力検査、心電図検査等追加する気持ちはないか。

答 町独自に実施する総コレステロール値、がん検診等一部負担金の助成、前立腺がん検査等経費確保を優先したうえで、生活習慣病予防のための新たな保健事業は検討していく。

問 島本町は、近隣高槻市、茨木市、府内町村の中で人間ドック助成の費用は一番安い。基金の積立保有額は府

内町村で最高額を有している。人間ドック助成、様々な保健事業の充実には十分財源はある。次年度にむけて検討を急いでもらいたい。

次に「介護保険事業第8期計画」策定のパブリックコメントの際、第1号被保険者の保険料見込みが掲載されない不十分さを指摘してきた。被保険者に対して制度についてより深く知ってもらい、私たち議員が最終判断をするにあたり、住民の意向を十分に把握するためにも必要だ。

答 介護保険料は現在、国が報酬改定の議論を進め、料率算定は法定基準に従って条例で定めるものであり掲載する予定はない。

その他の質問項目
▼歴史文化資料館設備・専門職員の充実に
を
ほか

交通インフラについて

清水 貞治

問 渋滞改善対策の状況を伺う。

答 町道高浜桜井幹線、特に阪急水無瀬駅前から国道171号へのアクセスは、平日や休日問わず、時間帯や交差点内の通行状況が要因となり、慢性的な渋滞はないが一時的な混雑が生じている。

現在、交通管理者である大阪府警察本部や高槻警察署と、阪急水無瀬駅前交差点の歩行者の横断状況や信号機のタイミングなど、様々な視点から混雑が発生する要因について検証を行い、どのような対策を講じられるのかなど、協議を重ねている。

なお、現時点で、具体的な対応方針等は決定していないが、今後も引き続き、混雑解消に向けた効果的な対策について、高槻警察署と連携し、取り組む。

問 J R京都線を跨

ぐ道路は桜井跨線橋しかないが「災害時の交通インフラ」をどのように考えるか、町長の見解を伺う。

答 桜井跨線橋は、「地域防災計画」上の緊急交通路に指定し、J R京都線を跨ぐ唯一、主要な路線として位置づけ、平成23年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化に向けた補修工事や耐震補強工事を実施してきた。現在の財政状況や交通量等を鑑みると、J R京都線を跨ぐ新たな跨線橋の整備は現時点において困難であると考えているが、今後も重要な位置づけである当該跨線橋をはじめ国道や府道への幹線道路の主要な路線については、適切な維持管理を行い、長期的な視点で、さらなる道路ネットワークの充実に努める。

努める。

「感染症」対策No.3 妊産婦支援・学校の保健管理体制等について

伊集院 春美

問 妊婦分娩前ウイルス検査について町HPに記載なかったが、通告提出後リンクしたことは一定評価。政府の『妊産婦総合対策事業』

163億円予算で府は助産師による妊娠出産子育て電話相談を実施。不安を抱える妊婦の方の分娩前ウイルス検査は実施されているのか、また、本町としても周産期医療提供体制は対応できているか。

答 府は国の第2次補正予算の成立を受け『妊産婦総合対策事業』として妊産婦への分娩前ウイルス検査、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対する寄り添い型支援を7月27日から実施。本町は、府開催会議に出席し、事業の詳細把握、周知用リーフレットを母子健康手帳交付時に説明・配布。分娩前ウイルス検査は希望する妊婦の

方が、かかりつけの産科医療機関に相談のうえ実施。検査対象は分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦で発熱など感染を疑う症状がない方。町内にある産婦人科クリニックで当該検査を実施していると聞き及ぶ。かかりつけで当該検査をしていない場合は、府から検査実施可能な産科医療機関を紹介して貰うので、本町に問い合わせ頂く。

問 町内1事業者だけが実施頂いていることに感謝を申し上げ、この事業は4種類あり、先2つは全額国費で実施主体が都道府県。オンラインによる保健指導等と育児等の支援サービスとの提供の2つの実施主体は市町村だが、本町は実施しているか。

答 オンラインによる保健指導の実施及び育児等支援サービスの提供は実施していない。

地域公共交通計画について

塚田 淳

問 町内移動手段の確保についてこれまでの町の取り組みを問う。

答 高齢者に対する町内移動手段として、福祉ふれあいバスの運行及び移送サービス助成事業、大沢地区乗合タクシー配車サービス事業を実施している。

なお、福祉ふれあいバスについてはBCG集団予防接種の受診児とその保護者等、高齢者以外への利用拡大も実施している。

問 福祉ふれあいバスの今後の拡充について検討されているか。

答 乗車定員との兼ね合いで、現在の利用者が乗車できなくなる可能性が高くなるため、対象者の拡充については検討していない。

問 町内の高齢化の進展により、今後利用者が増加することが予想される。地域公共交通については、長期的

な視点が必要不可欠。計画的に取り組むべきだと考えるがどうか。

答 今後の公共交通環境の変化を見据えながら、現在の地域公共交通の機能を可能な限り維持すべく、各施策に取り組んでいきたい。

問 地域公共交通計画の作成が努力義務化されたが町の方針は。

答 本町として、直ちに計画を策定するという判断には至っていない。しかしながら、本町としても、地域公共交通は地域の経済振興や福祉、教育、環境等の他分野にも影響を及ぼす重要な計画であるものと認識している。

今後、地域の実態や問題を把握するとともに、大阪府や近隣自治体の策定状況を注視するなど、地域の現状を踏まえた交通施策に取り組んでまいりたいと考えている。

30人以下の少人数学級について

岡田 初恵

島本町生物多様性保全創出ガイド ライン運用状況について

中田 みどり

ハラスメントの防止について

平井 均

問 学校現場には、不登校やいじめ、学力格差、特別に支援が必要な子どもたちの増加など課題は山積。住民から「一人ひとりに丁寧な指導を行うには、現行の40人学級では大きすぎる、特に教室がいっぱい」との声を聞き返している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学校が3月5月末まで休校、それを契機に国ではポストコロナ時代における新たな学びのあり方をめぐる議論が活発になっており、ICTを活用したオンライン授業や感染拡大防止へ「3密」を避けるための学校運営が徹底され、感染防止と、細かな指導も可能な30人以下の少人数学級が議論されている。そこで問う。

答 1小が3クラス、

2小が1クラス、4小が4クラスの計8クラスで3小は増加なし。

問 感染防止から考えると少人数学級の利点は。

答 密接・密集の状況が緩和、感染防止の観点からも大きなメリットがある。

問 ICT教育の観点からの利点は。

答 一人の教員の受け持つ生徒の数が少ない方が個人に合った指導、グループ学習を行う際にきめ細やかな指導が可能。

問 教職員の配置・欠員が生じた場合は。

答 退職した教職員への働きかけ、府の講師登録台帳等を活用。

問 30人学級の実現に向けた決意を問う。

答 国等の動向を注視。方向性が具体的になれば遅滞なく実施できると期待している。

問 30人学級の実現に向けて決意を問う。

問 柳原水路の一部が土地区画整理事業の工事との兼ね合いで取り壊された。ガイドラインでも言及されているが市街地に多数張り巡らされた水路は本町の生物多様性に大きな役割を果たしている。本件ではどのような配慮を行ったのか。

答 既存水路内に生息する生物を町職員が採取保護し当該水路の下流に放流した。

問 その方法では生物の個体数を維持できない。理由は環境収容力。ある環境で生き残ることができると個体数には上限がある。生息地が半分になれば、下流に放流したとしても個体数は結局半分に。環境収容力について理解していただけたか。

答 理解しているが代替生息地確保は困難と判断、放流した。

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

ら生物多様性への配慮として下流への放流になるはずがない。今回誰かに相談したのか。

答 当該土地区画整理組合業務代行者の専門家の協力で実施。

問 今後町の事業、特に代替生息地を検討する際にはガイドラインにある通り学識者にかつ利害関係者でない方に意見を求められた

答 代替生息地を確保する等、環境収容力を高める方法の検討を。

問 既存水路の生物多様性保全は重要な視点の一つ。事業効率性等を考慮すると課題は多いが、今後は環境収容力を高める方法の検討を含め総合的に対応策を検討したい。

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 理解しているが

答 理解しているが

問 ハラスメント防止のために、取り組んできた内容を問う。

答 ハラスメント防止措置を講ずるため、要綱及び防止指針を制定し、町長名で全職員に通知を行っている。

問 ハラスメントに該当する行為を見かけた場合は、ためらわず上司、同僚に「相談する仕組み」が重要と考えるが、見解を問う。

答 信頼の置ける同僚や上司に相談したいと考える職員も多いため、認識している。職員には、自ら加害者にならないことはもとより、そのような言動を見かけた際には黙認せず注意すること、被害者をサポートするなどの行動が取れるよう、意識啓発に努めることが大切と考えている。

問 上司への相談が困難であったり、相談しにくい事例がある場合、コンプライアンス相談窓口相談するようになってきていると思うが、そのときの注意事項をどのように考えているのか、問う。

答 複数の職員で対応すること、セクシャルハラスメントの相談には、同性の職員が同席すること、遮断された場所で行うことなどについて、留意する必要があるものと認識している。

問 ハラスメントのない職場を作っていくためには、職場内でケイスタディによるディスカッション等を取り入れて「意識の共有化」を図ることも必要と考えるが、見解を問う。

答 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

問 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

答 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

問 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

答 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

問 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

答 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

問 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

答 ハラスメント防止に向け、意識高揚を図るための手法についても、今後、課題として検討してまいりたいと考えている。

11月臨時会議

令和2年11月臨時会議は11月30日に開催され、町長から提案された3件の議案を審議し、議会はこれを議決しました。
議案の概要及び議決結果は次のとおりです。

○一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

令和2年人事院勧告の改正内容に準じて、一般職員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0・05カ月分引き下げらるもの。

可決（賛成多数）

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し同様に改正するもの。

可決（全員賛成）

○島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

特別職の職員の期末手当の改定に準じて、同様に改正するもの。

可決（全員賛成）

3件の議案に対する主な質疑

問 他の自治体の状況は。住民の所得状況は。

答 府内の町村、北摂の近隣市は本町と同様に人事院勧告どおり、国準拠の対応と伺っている。令和元年度では納税者数1万5千人のうち300万円以下の方が約8600人・57%、300万超え900万円以下の方が約5900人・39%、900万超えの方が約600人・4%。

問 再任用職員については据え置きという理解でよいのか。会計年度任用職員についてはどのような議論があつて、どういった考えから今回据え置きとされているのか。

答 会計年度任用職員にかかる期末手当支給月数は、再任用職員と同様の年間支給月数としているので、今回、再任用職員への勧告がないことから据え置きとした。

問 社会情勢との適応という原則、この観点から改正はやむなしと考えているが、公務員として新型コロナウイルス感染症対策の最前線におられ、とりわけ消防、保育、保健福祉等の領域で、オンラインやリモートとは無縁、大変な緊張感の中で人の命に向き合っていた。そうであるから、少なくとも令和2年度については人事院勧告に準じない、島本町独自の判断がなされてしかるべきではなかったかと思うが。

答 職員が献身的に職務に従事し、取り組んで来たことは認識しているが、このこと自体が人事院勧告に準拠しないという理由にはならないと考えている。本町は人事委員会を持っていないので、国に準じた形で給与改定を行う方針のもとに、今回提案させていただいた。

編集後記

新しい年が明け、早、1ヵ月が過ぎ本年は改選期を迎えます。残りわずかですが委員一同、親しみある紙面づくりのために一層努力してまいります。

依然、終息が見えないコロナ禍の中で不安を抱え過ごされている方も多くいらっしゃると思います。私たちはお一人お一人に寄り添い、本年が希望あふれる一年となるよう邁進してまいります。(K・R)

令和3年島本町議会3月定例会議は下記のとおりで開催予定です。なお、臨時会議が開催される場合は、ホームページでご案内いたします。

(いずれも午前10時開議予定)

※新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴定員を14人にしています。

本会議（役場3階議場）

3月1日（月）、2日（火）、4日（木）
3月18日（木）

総務建設水道常任委員会（役場3階委員会室）

3月8日（月）

民生教育消防常任委員会（役場3階委員会室）

3月10日（水）